

災害廃棄物搬入時における本人確認方法

| 通常ごみ以外で受入可能とするもの（下記1～9のもの） | 月・搬入者・受入条件 | | | | 注意点 |
|---|--|--|------------------------------------|--|---|
| | 3月18日～4月28日 | | 5月2日～6月30日 | | |
| | 個人（本人）搬入 | 業者に依頼する場合 | 個人（本人）搬入 | 業者に依頼する場合 | |
| 1 木質がれき | 身分証明書を提示し、今回の地震によって落下（倒壊）した旨、組合窓口で伝える。 | 個人（本人）が身分証明書を持参し業者の車に同乗することを原則とする。 | 被災証明書の写しを持参し、身分証明書を提示して組合窓口に提出する。 | 個人（本人）が身分証明書、及び被災証明書の写しを持参して業者の車に同乗し、組合窓口に被災証明書の写しを提出する。 | 災害によって落下（倒壊）したものに限り。 ※瓦の半分が落ち半分が残った。一体的に修理するため全部剥がす工事を行った際、組合へ搬入できるのは落下したもののみ（ブロック塀等も同じ考えで実施）。 |
| 2 塩ビトタン | | | | | |
| 3 石類 | | | | | |
| 4 瓦類 ※「ストレート瓦」と「焼瓦」に分別して搬入 | | | | | |
| 5 コンクリート ガラ | | | | | |
| 6 土壁類 | | | | | |
| 7 石膏ボード | | | | | |
| 8 家電リサイクル法対象品（テレビ、冷蔵庫、冷凍庫、エアコン、洗濯機・衣類乾燥機） | 被災証明書の写しを持参し、身分証明書を提示して組合窓口に提出する。 | 個人（本人）が身分証明書、及び被災証明書の写しを持参して業者の車に同乗し、組合窓口に被災証明書の写しを提出する。 | 被災証明書の写しを持参して、身分証明書を提示して組合窓口に提出する。 | 個人（本人）が身分証明書、及び被災証明書の写しを持参して業者の車に同乗し、組合窓口に被災証明書の写しを提出する。 | 被災時に使用していたものに限り。 |
| 9 デスクトップ パソコン等 | | | | | |

・震災によって発生した量の搬入については、現行のルール(個人搬入のみ)での運用とする。